

川島 眞が語る

美容皮膚科診療に携わる者が
知るべき心得①

法律論の観点から

川島 眞

東京女子医科大学皮膚科教授

野間 自子

三宅坂総合法律事務所

美容医療の広告手法を 再検討する年

川島 美容皮膚科医が気をつけるべき法律は多いように感じています。そのなかで美容皮膚科医が今最も関心をもっているのは、医療機関のウェブサイトやインターネット広告の規制でしょう。現状では、多くの医療機関のウェブサイトで施術前後の写真や患者さんの治療体験談を掲載していますが、それが今年からできなくなります。一般の人たちに対する宣伝の方法を考え直さなければなりません。

野間 2018年6月から改正医療法がスタートします。これまではウェブサイトやインターネット広告は規制対象ではありませんでしたが、6月からは術前術後の写真掲載が違法になる見込みです。

患者さんは、自分が受けようとしている施術によってどう変化するか知りたいと思うでしょうから、ウエ

ブサイトで施術前後の写真がみられないのは不便かもしれませんが、でも、

クリニックの待合室などでそれらを閲覧できるようになっていけば問題ないでしょう。

川島 会員の患者さんのみが閲覧できるウェブサイトを作り、そこに症例写真を掲載するのはどうですか。

野間 それなら問題ないと思いますが、複数の実例を確認できるようにすることが大切です。極端に良い効果を得られたケースだけを掲載するのは問題でしょう。

川島 2017年8月から「医療機関ネットパトロール」という厚生労働省委託事業がスタートしています。これについてご紹介いただけますか。

野間 「医療機関ネットパトロール」は、医療機関のウェブサイトに虚偽や誇大表示がある、もしくは、『医療広告ガイドライン』、『医療機関ホームページガイドライン』に違反の疑いがあるウェブサイトなどにつ

いて、一般消費者が通報できる窓口です。8月24日の事業開始から12月までに730サイトの審査をしたそうです。うち、不適切な記載のあるウェブサイトが85、医療機関数はのべ112件あった*とのことです。ほかには、消費者庁の「消費者ホットライン」といったものもあります。こちらは、消費者に対し最寄りの地方公共団体が設置している消費生活相談窓口を案内するもので、美容関係のクレームが多く寄せられているようです。

川島 申し立てや通報は匿名でも可能ですか。

野間 「医療機関ネットパトロール」で不適切なウェブサイトを指摘するのは匿名でもよいです。「消費者ホットライン」では最寄りの相談窓口を案内するため、居住地の郵便番号か市区町村を確認されますが、個人名は求められません。

川島 広く苦情を集め、頻回に名前が挙がるクリニックに対して何らかの指導を行うことになるのでしょうかね。

*1つのウェブサイトに複数の医療機関を掲載しているケースがあるため、不適切な記載のあるウェブサイトの数よりも医療機関の数が多くなっている。